

# 伊佐市広報紙有料広告掲載取扱要綱

平成24年4月1日

告示第85号

## (趣旨)

第1条 この告示は、市内企業等の活性化及び市の財政収入の確保を図るため、市が発行する「広報いさ」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、市の広報紙としての品位を損なわないもので市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

## (広告枠の種類等)

第3条 広告枠の種類、規格、掲載位置及び掲載料金は、次の表に定めるとおりとする。

広告枠の種類	規格	掲載位置	掲載料金 (1枠あたり)
1種広告枠	縦58mm×横83mm	表紙と裏表紙を除く各ページのうち、市長が決定する。	8,000円
2種広告枠	縦58mm×横172mm	同上	16,000円
3種広告枠	縦248mm×横172mm	同上	64,000円

2 広告の掲載枠数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認め

た場合は、この限りでない。

広告枠の種類	掲載枠数(1号当たり)
1種広告枠	8枠以内
2種広告枠	4枠以内
3種広告枠	1枠以内

#### 第4条 削除

(広告掲載の期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は、最大12か月とする。

#### 第6条 削除

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙及び市ホームページにより行うものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報紙発行日の30日前までに、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 申込者数が広告掲載枠を超える場合は、掲載希望月数の多いものを優先することとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定するものとする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条により決定通知書を受けた申込者は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

(申込者の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の原稿は、申込者が作成し、市が指定する期日までに、市が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に支障があると認めるとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

年 月 日

広報紙広告掲載申込書

伊佐市長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称)

代表者名

※ (印)

電話番号

※ 署名(自署)の場合、押印は必要ありません。署名でない又は法人の場合は、記名押印してください。

広報紙「広報いさ」に広告を掲載したいので、伊佐市広報紙有料広告掲載取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の種類

- ( ) 1種広告 縦 58mm×横 83mm
- ( ) 2種広告 縦 58mm×横 172mm
- ( ) 3種広告 縦 248mm×横 172mm

2 広告掲載希望号

年 月号から 年 月号まで (計 か月)

3 広告案(添付でも可)

1種広告 縦58mm×横83mm
---------------------

掲載料金 円

年 月 日

広報紙広告掲載決定（却下）通知書

様

伊佐市長

印

年 月 日付で申込みのあった広告掲載については、伊佐市広報紙有料広告掲載取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を決定します
	<input type="checkbox"/> 掲載を却下します 【却下の理由】
広告の種類	種広告（縦 mm × 横 mm）
広告掲載号	年 月号から 年 月号まで (計 か月)
広告掲載料	円
広告掲載料 の納期限	年 月 日

※銀行振込をされる場合は、

北さつま農業協同組合 伊佐総合支所 普通 口座番号0053132 名義 伊佐市  
までお振込みください。